

12月1日～31日

回覧

# 年末特別警戒

池田町防犯組合（役場住民課）  
大町警察署

電話：62-2203  
電話：22-0110

## 身近な防犯対策

### ▶その1 車上狙い対策

- ・貴重品ではなくても、何か物が置いてあるとガラスを割られて物色されます。車内には物を置かないようにしましょう。
- ・短時間でも車を降りたら必ず鍵をかけましょう。



### ▶その2 街頭における防犯対策

- ・遠回りでも、人通りの多い明るい道を選びましょう。
- ・防犯ブザー等を携帯しましょう。

### ▶その3 自転車・オートバイの盗難対策

- ・家の庭だからと安心していませんか？ 窃盗犯はどこにいるかわかりません。自宅でも必ず鍵をかけるようにしましょう。
- ・防犯登録は自転車販売店で加入手続きができます。

### ▶その4 侵入窃盗（空き巣）対策

- ・家屋への進入の足場になるような物は置かないようにしましょう。
- ・玄関等の鍵を開けにくいものに交換することも効果的です。
- ・長期間留守にする場合は、新聞の配達は止めるようにしましょう。



#### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号（わ）251  
この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。  
下記に設けられた、裁判取り下げ終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日の指定の裁判所へ出廷となります。  
尚、裁判を欠席される相手方の言い分通りの判決が出され執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。  
民事訴訟及裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。  
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年×月×日

民事訴訟管理センター  
東京千代田区蔵が岡●丁目●番●号  
消費者相談窓口 03-XXXX-X-XXXX  
受付時間 9:00～18:00（日・祝日を除く）

## これは架空請求詐欺です

### 無視する ★ 連絡しない

このハガキは他に「民事訴訟通告書」「訴状通知書」「特定消費料金訴訟最終告知のおしらせ」などと題するものもあります。また、封書の場合もあります。

裏面もご覧ください

## こどもを 犯罪から 守りましょう

### 誘拐・連れ去り

「道をおしえて」「うちの人が事故にあった。病院に連れて行ってあげる」など、連れ去り犯は言葉巧みにこどもに近づいてきます。登下校時など、一人きりになった瞬間を狙ってきますので、通学路であっても安心できません。知らない人にはついて行かないように教えましょう。

登下校時だけでなく、遊びに出かける時も防犯ブザーをも持たせましょう。また、不審者に声をかけられたらすぐに使用できるよう、電池の確認も定期的に行いましょう。



### こどもと繰り返し確認しましょう 「イカのおすし」

- 「イカ」 知らない人についてイカない。
- 「の」 知らない人の車にのらない。
- 「お」 おおきな声をだす。防犯ブザーを鳴らす。
- 「す」 危険を感じたらすぐに逃げる。
- 「し」 どんな人に何をされたか（言われたか）家の人にしらせる。



### こどもを守る安心の家・通学時間帯の見守り

小学校の通学路沿い等には「こどもを守る安心の家」があり、地域のこどもたちを見守っています。「こどもを守る安心の家」は、家の前に掲げるプレートが目印です。

犬の散歩やガーデニング、玄関先の掃除など**普段やっていること**をこどもたちの登下校時間に**合わせて行っていただく**だけでも、大きな効果があります。

青色回転等装備車両（青パト）も登下校時にパトロールを行っています。

